東洋史談話會講演要旨

金世宗時代に於ける漢人の叛亂事件に就て

北村敬直

金の世宗は名君の譽れ高く、又事實内治に外交に金一代中最も成績をあげたが、而も趙翼も指摘せる如く、其の治世中には小叛亂事件が頻々と繰り返されて吾人の注意を惹く。

此等の叛亂事件は女眞人、契丹人、漢人の三者に大別されるが、漢人の事件が壓倒的多數であつて、其れは三期に分れる。第一期は大定二・三年であつて、此は海陵・世宗兩政權の交替、對宋戰爭等に由る國を擧げての擾亂の一現象なる事明かである。第二期は大定九年に始まり十二年に頂點に達し翌十三年に終る。第三期は十八年に始まり二十三年に終る。史料に據れば此等の叛亂の原因は邪教の狂信に由る如くであるが、此は支那叛亂に共通せる表面的性質で敢て異とするに足らぬ。然るに他方大定十二年を中心とした數ヶ年は北支中支一帶に亙つて大旱魃の續いた時であり、二十三年迄の數ヶ年は漢人所有地の括地問題の紛糾した時期であつて、漢人叛亂事件の第二期及び第三期と完全に一致する故、此を叛亂事件の原因と考へて差支へなからうと思ふ。

金代に於て最も强力な政治力を持つた世宗時代に既にかくも漢人叛亂の頻發せる事は注意すべきであらう。

太平天國の經濟機構について

波多野善大

太平天國の城市と鄉村とでは大分樣子が違つてゐた。太平軍が城市を占領すると、殘留の市民は全部軍隊的に編成し、公私の財產は全部沒收して共同生活の用に供した。卽ち城市は要塞として組織され、七日毎の物資の配給を原則とした共同生活が行はれた。技術部隊たる匠營があつて、百般の手工業に從事したが、それは共同生活の爲のもので、商品生產ではなかつた。隨つて城市内には商業の行はれる餘地はなかつた。首都天京はかゝる都市の典型であつた。これに反し、鄉村では鄉官が置かれ自由な生活が許されてゐた。土地も天朝田畝制度にある如き公有制は實施されず（實施しようとした事はあつた樣でもあるが）從來の私有を認め、それに應じて徵稅した。又商業も行はれ、城外の商業街の商人や此處に集る客商から商稅を徵し、又關稅を取つた。かゝる事は既に早くから行はれてゐたものの、初期に於ては掠奪に依存することが多かつたと思はれるが、上述の如き機構が比較的安定性を持つ樣になるのは、咸豐十年閏三月彼等が蘇浙に進出してからである。要するに太平天國は一種の戰時統制經濟に立脚してゐたと考へてよくはないか。

唃厮囉と十二獸紀年法

岡崎精郎

青唐吐蕃に就いては政治史的に、更に宗教的統一の問題に突込んで論ぜられ來つた。該族の大立物唃厮囉（rgyal-sras 佛の子の義）は色々な角度から見て興深い存在であるが、彼を通じてチベット族の曆法の上に文化交流の事實が認められさうである。茲に採上げるのは長編卷一二八康定元年八月癸卯條に宋朝の使者劉渙が鄯州の唃厮囉の許へ赴いたことを叙べた中に、唃厮囉が「稱阿舅天子安否。道舊事則數十二辰屬。曰。兎年如此。馬年如此云。」とある記事である（宋史卷四九二吐蕃傳之記事略同）一體、宋以前のチベット族の紀年法は草木の榮落、麥の成熟を以て基準とする固有のものの外に、唐蕃會盟碑文所見の彝泰なる年號の使用がある（之には恐らく文明國家の影響があらう。）が、十二獸紀年法に絶えて見られず、之はトルコ族固有のものである。それが唃厮囉によつて使用された所以を攷へるに、先づ彼の出自が高昌磨榆（一作揄）國にあることがトルコ文明の影響淺からざるを推さしめるが、更に政權獲得後の彼の周圍に回鶻人極めて多く鄯州に於ける高昌諸國商人の交易著しかつたことをも併せ考ふべきであらう。チベットの Labjoog の起源に就いては印度起源說・支那起源說・中亞（トルコ族）起源說があつて未だ快著を見るに至らぬが、十二獸紀年法の由來は、少くとも唃厮囉の場合は之をトルコ族に求めてよいのではあるまいか。

清朝による里甲制の繼受

松本善海

こゝでは、明朝によつて創立せられた里甲制が、清朝によつて再び法制化せられ、實行に移された年代のみを問題とする。この年代に關しては、皇朝文獻通考二一職役考の順治三年とする說と同書一九戶口考の順治五年とする說との二つが一般に用ゐられその何れであるかは未だ確定せられてゐない。

そこで右の二つの記事の據りどころとなつた點を追究すると、前者は、大清律集解附例の戶律戶役・禁革主保里長の條の附例に基づいてゐる。これによつて編者が、里甲制に關する記事を律例より採錄した際に、これを律例の發布せられた年代たる順治三年にかけたものであることが判る。後者は、康熙又は雍正大清會典の戶部戶口・編審の條に見える順治五年の題准に「凡そ三年（ごとの）編審は……舊例を察照して」とある、その舊例を說明するつもりで、編者が勝手に、かつ編審の意味を誤解して、大明會典に洪武二十四年の奏准として載せられた攢造黃册格式の例文中から必要と思はれる箇所を拔萃して作りあげたもので、五年とは無關係の記事である。

よつて法制化の年代としては順治三年說が正しいが、それは形の上だけのことで、實行に移されたのは、順治十二年の諭告

に基づき、翌十三年にまづその基礎となる賦役黄册が作られ、十四年に至つて漸くその運行をみた、といふのが實情のやうである。

扶南の建國と印度の移民

杉本直治郎

今日のカムボヂヤは、その昔の眞臘であり、更に眞臘の前は、扶南であつた。扶南の建國について、最も古い傳へは、三國の吳の孫權の時、交州刺史であつた呂岱によつて、この國へ遣はされた康泰が、歸國後に著はしたといふ、報告書である。『太平御覽』(卷三四七)に引かれた、その逸文なる『吳時外國傳』によると、摸趺國混滇が、神弓の威力を發揮して、この國の女主なる柳葉を征服し、これと婚を結んで、扶南國を建てたといふことになつてゐる。この「混滇」を、『晉書』には「混湱」に作つてゐるけれど、それは『南齊書』や『梁書』に、「混塡」と見えるのが正しくて、Kaundinya の對音と考へられること、及びその本國なる「摸趺」が、康泰の他の佚文として傳へられる、『太平御覽』(卷七八七)所引の『扶南土俗』に、「横趺」と見えるのに相當することは、ペリオ氏らの研究によつて、今や一般に承認されてゐる。

然らば混塡の本國を「摸趺」といひ、「横趺」といふ、そのいづれが正しいのであるか、而してその原名が何であつて、今日の何處に當るのであるか。それと共に、彼の本國をば、『晉書』にはたゞ「外國」としてゐるが『南齊書』には「激國」と書し、『梁書』には「徼國」と記してゐるので、そのいづれが正しく、而してそれが何を意味するか、それと摸趺國や横趺國との關係如何。また『太平御覽』(卷七八七)所引の『扶南土俗』に從ふと、その時混塡は、商人の船に乘つて、烏文國を出帆したことになつてゐるが、その「烏文」が今の何處に當るか。これらは今日まで、學界未解決の問題として遺されて來た。

ところがペリオ氏らの博搜にも拘はらず、從來全く利用されなかつた『水經注』(卷一)所引の康泰の『扶南傳』によれば、「摸趺」も「横趺」も、共に「擔袂」の誤寫であつて、それは *Tam [a]-dit [i] 卽ち Tamalitti の音譯であり、今日の Tamlūk であることが知られ、また「烏文」卽ち *U-bum は、U [d]-bhum [i]=Uḍ-désa=Oḍ-déśa 卽ち Kalinga の北、Tamlūk の西南、Orissa であることが明らかとなつた。共に東印度なるベンガル地方にある。果してさうであるとすると、『南齊書』の「激國」は、實は『梁書』に「徼國」とあるのが正しく、而してこれは、『晉書』に「外國」とあるのと共に、それ〴〵「徼外國」の省略されたもので、もとは混塡が、扶南の徼外なる擔袂國人、卽ち「扶南徼外擔袂國人」の如く見えたのを、かやうに思ひ〳〵に省略して、種々に傳へられるに至つたものと解せられる。

かくて扶南の建國は、何處よりの移民によつてなされたか、

從來不明であつたのが、こゝにおいてそれは、印度ベンガル地方からの移民によつたものであることが、初めて明らかにされるに至つたのである。即ち混塡が、印度東北海岸より商人の船に乘つて、カムボヂヤ方面に移住し、神より授かつた弓の威力によつて、土人の女主を征服したのは、該地方よりこの方面への經濟的發展に伴ひ、神や弓によつて象徴された、精神的及び物質的な印度文化の優秀性を背景として、これら印度の移民の政治的發展を意味するものに外ならぬ。

渤海の中京顯德府に就いて

鳥山喜一

これは渤海の中京顯德府の位置を間島省和龍縣の西古城に擬した考説である。まづ文獻的には唐初の靺鞨族の分布に徴して渤海の主體となつた粟末靺鞨は隋代七部中、黑水部以外の六部を吸收統合した南方諸部の代表名と考へ、建國者高王大祚榮の出自を推定して、自立の地を間島省西部に擬した。次に實證的遺蹟からは、渤海系遺物の豐富な前記西古城と、其の南の八家子土城（筆者の假稱）を指摘し、前者を中京の遺址（後者を自立當時の暫定的根據地）と臆測した。さうして西古城のプラン特に建築址が宮殿の遺構を存し、遺物をもつ事實を、やはり曾て王都であつた東京龍原府址（と筆者が確信する）同省琿春縣の半拉城に比較し、かつ此の二遺址に於て筆者が第二殿と假稱した建築址が、上京龍泉府址（東京城）の第五殿址と全く同一プランである點や、西古城第二殿址出土の花文方塼は、上京址第二殿址出土の有名なそれと同一であることなどを證して、其の性格を明かにした。なほ中京顯德府が高王以來、文王の上京に遷るまで、引續いての王都で、治所は顯州にあつたとした通説に對しても、顯州が「天寶中王所都」といふ句の解釋からは、中京の治所と顯州とは別地とすべく、顯州は天寶年間一時王都であつたに過ぎないこと、並に中京顯德府の治所は恐らく管下六州の首州たる盧州ではなかつたらうかといふことを附言した。

唐代の行人

那波利貞

漢字の名辭には普通と特定との二意のあるものがあり、また意義の時代的變遷もあり、唐代の行人は此の特定的時代的意義を有するものとして珍らしく且つ庶民生活の一端を示すものとしても史の缺けたるを補ふものとして貴重なるものである。行人の特定的意義として普通に諒解されるものは『周禮』秋官や『明史』に見ゆる大行人・小行人・行夫・行人司の行人などで、朝覲聘問の官名である。然るに佛國々立圖書館所藏燉煌文書第貳八七七號紙背及び同第參〇七〇號紙背に『行人轉帖』と題する回章があり、その文面より見ると、此の行人は朝覲聘問の官

の意にては解し難く、種々考覈の結果は之は行夜人の略稱らしく、夜禁行夜の制の行夜の職役を擔ふ人々の組合である。支那に於ける夜禁行夜の制は其の緣由甚だ古く、既に周禮に司寤氏の官あり、唐代に於ても首都は左右金吾衛大將軍の指揮の下に金吾衛所屬の吏卒が、地方都邑に於ては折衝府の兵より選拔せられたる衛士が、それ〴〵此の任に當りしこと『大唐六典』其の他に見ゆる通りである。但、從來知られてゐるのは官の吏卒が此の任に當ることのみにして、民庶大衆が如何に之に參與してゐたかは全然知られて居らなかつた。然るに茲に此の民間文書の在るに據りて中唐の半以來、庶民間に自主・自治・自衛的精神が旺盛となりて自主的に自警團を組織し、官の吏卒の任務遂行の補助機關として、或は鄉里の聚落の自警團として進んで社會秩序の維持に努めたることを知り得たる譯で、坊巷住民親睦組合の存在を示す『社司轉帖』村里農家の自治的灌漑組合の存在を示す『渠人轉帖』と此の『行人轉帖』の三民間根本史料は中唐の中期以後の時代的趨向的、思想的に一連の脈絡を有するものと謂ふべきである。

ボロルトリとジグメナムカ

一昨年だつたか蒙疆の江實君からボロル・トリの寫本を見せられたので、早速副本一通を移寫さして貰つたのであつた。然してこの寫本は完本でないので、つい熟讀も研究もまだしないのであつたから、江君は少し不滿である樣に聞いた。さう云つてもボロル・トリと同じ樣な名のものが他の解題に出てゐても、他本は少しも見られないんだから、僕なんかにはさう簡單に手が着けられない。さう云ふものの暇が出來たらやつて見たいと思つてゐる。何しろ僕の見得る唯一のものなんだから大いに關心は持つてゐるんだ。

先日滿洲の西嶋芳郎君からジグメナムカの蒙古佛敎史の蒙文本が滿洲で出たとの話を聞いた。ジグメナムカが佛敎史を西藏文と蒙古文とで書いたと云ふ事はフウトの刊本で分つてはゐたが、蒙古文の存在は不明であつた。西藏文本も希覯書でありフウト刊本すら珍しくなつて我國で覆印及び邦譯されるに至つたが、蒙古文本が傳世してゐて發見されたのは愉快な事である。たゞ最も遺憾とすべきは、我が盟邦滿洲國内で此の本は發見されたにも拘らず、どうやら某歐洲國人の手に落ちてゐるらしいのである。誰の手に落ちたとしても致方はないが、せめて副本の一通を我國に留めたいものと思ふ。

蒙疆や滿洲で續々といろんな蒙文書類が印行せられてゐる樣だ。それは至極結構な話であるが、我等なんかには中々見られ難いのである。これ等のものの流傳が便利になる樣に希望に堪へない。現地で研究して來たらいゝ樣であるが、そんな便利のないものには致方もない。それにしても我國でも此等を研究するに便利であつても良ささうだ。否、我國で本當に研究出來る樣にすべきだと信ずる。

（石濱孤寂）